

内閣参質二〇一第九三号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員ながえ孝子君提出「新型コロナウィルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」提出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員ながえ孝子君提出「新型コロナウイルス対策状況下におけるDV・児童虐待防止に関する要望書」提出に関する質問に対する答弁書

一について

安倍内閣総理大臣、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）及び加藤厚生労働大臣は、御指摘の「要望書」が提出されたことを把握している。

二について

配偶者からの暴力等の被害者への対応策については、新型コロナウイルス感染症防止のための外出自粛、休業等により、生活の不安やストレスの増加による配偶者からの暴力等の増加や深刻化が懸念されることから、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」（令和二年四月三日付け内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室及び厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室連名事務連絡）において、都道府県に対し、配偶者からの暴力等の被害者への相談対応から保護に至るまでの支援に関して、継続的かつ迅速に対応すること及び管内市区町村に周知することを依頼するとともに、内閣府のホームページ等において、現在設置している相談窓口の周知を図ったところで

ある。また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和二年四月七日閣議決定）において、「配偶者暴力の深刻化に対応するための相談体制の拡充」を掲げており、平日夜間、休日等における電話相談事業及びインターネットを活用した相談事業を速やかに実施することとしている。